

(2) 納付計画 (猶予期間中も分納可能)

回数	納付予定日	金額	備考	回数	納付予定日	金額	備考
1	R . .	円		11	R . .	円	
2	R . .	円		12	R . .	円	
3	R . .	円		13	R . .	円	
4	R . .	円		14	R . .	円	
5	R . .	円		15	R . .	円	
6	R . .	円		16	R . .	円	
7	R . .	円		17	R . .	円	
8	R . .	円		18	R . .	円	
9	R . .	円		19	R . .	円	
10	R . .	円		20	R . .	円	
計						円	

<参考>

○児童手当

・支給月

令和2年10月、令和3年2月・6月・10月、令和4年2月

・児童1人につき

20,000円または60,000円

≪「収入の減少」とは・・・≫

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、保護者等の収入の合計が前年同期間に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

被用者(労働者)の給与や、フリーランスの方などの報酬についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

- ・ 申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。